

老振発0605第1号
平成27年6月5日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント
（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）において介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたことから、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合の介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施について、別紙1のとおり定めるとともに、関連様式例をお示しする。

また、ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）の対象者のためのセルフマネジメントツールを作成する際等の参考にするため、介護予防手帳の活用について、別紙2の通り定めたので通知する。については、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知を図るとともに、その運用の参考にされたい。

なお、介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用については、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日付老発0605第5号）も合わせて確認されたい。